

流山市成年後見推進センター（成年後見中核機関）の事業内容と実績  
令和7年度

機能	事業内容		詳細
1 協議会 運営	ネットワーク の構築と運用	(1) 流山市地域連携ネットワーク会議（年2回以上）	権利擁護支援の体制整備を目的として、成年後見制度の利用促進、ネットワークの構築、成年後見推進センターの運営に関する事等について、関係機関で協議を行う。
		(2) ながれやま権利サポート会議（年4回以上）	権利擁護のニーズを有した支援困難な個別のケースに対して、法律・福祉の専門職を交えて支援方針の検討を行う。受任調整の役割も想定しており、必要性に応じて検討する。
		(3) 流山市成年後見相談窓口連携会議（年2回以上）	一次相談窓口職員相互の情報交換を目的とする他、地域連携ネットワーク会議の事前会議として複数の相談窓口としての課題や意見をまとめる。 前半に、一次相談窓口職員の資質向上、権利擁護支援のレベルアップを目的とした勉強会を開催する。
		(4) 個別ケース会議	権利擁護のニーズを含むケースに対し、関係する支援者を成年後見推進センターが招集し、当該ケースの適切な支援方針を成年後見制度以外の支援を含め検討する。
2 相談 支援	相談窓口	(1) 市民等からの相談対応	市民や介護等の関係職種からの相談に対応する。電話、来所、訪問、その他の方法にて相談支援を行う。
		(2) 一次相談窓口からの相談対応	地域包括支援センター及び障害者相談支援事業委託事業所が一次相談窓口となる。成年後見推進センターは一次相談窓口から困難ケース等の相談を受け、二次相談窓口として協働や助言、地域連携ネットワークを活用した支援を行う。専門的助言を要するケースは、ながれやま権利サポート会議に取り上げる。
		(3) 関係機関が実施するケース会議への出席	一次相談窓口等の関係機関が開催するケース会議に出席し、必要な助言等を行う。
	相談会	(4) 無料個別相談会の開催（年6回）	専門職（弁護士・社会福祉士）による、市民や相談窓口を対象とした成年後見・遺言・相続無料個別相談会を開催する。
	調査・集計・ 分析	(5) 課題や相談傾向、先進市の取り組みの分析	中核機関を設置する近隣市や先進市の取り組みについて調査を行い、効果的な運営につなげる。 講演会や研修会などのアンケートや、相談会での相談内容などから課題を整理し、必要に応じ運営に反映させる。
		成年後見推進センターの相談件数の集計や相談内容の分析等を行い、関係機関と共有するとともに相談対応等に反映させる。	

3 利用 促進	申立て支援	(1) 親族申立ての支援	親族申立ての書類作成等の助言や専門職の紹介等を行う。
		(2) 一次相談窓口が行う申立ての支援	申立てを行う際の手順や、申立人及び候補者の判断などに対し、必要な助言等を行う。
			ケース会議等により市長申立てが必要と判断された案件については、市担当課への引継ぎを行う。
4 広報 啓発	広報・啓発	(1) 制度や相談窓口の普及啓発	広報媒体（ホームページ、広報誌等）に、市内相談窓口や、成年後見推進センター主催の相談会、講演会、研修会、出前講座等の情報を掲載する。
		(2) パンフレット等の配架	成年後見制度や相談窓口の周知用パンフレット、チラシ等を作成し、市民や専門職等関係機関に対し広報啓発を図る。市内公共施設や関係機関に配架を依頼する。
	講演会	(3) 市民向け講演会の開催（年1回）	市民を対象に、外部講師による成年後見制度の普及啓発を目的とした講演会を開催する。
	研修会	(4) 専門職対象研修会の開催（年1回）	福祉専門職職（ケアマネジャー、相談支援専門員、医療ソーシャルワーカー等）を対象に権利擁護に関する制度や実務等の理解を目的とした研修を開催する。
	講座	(5) 出前講座の実施	市民や団体、関係機関（自治会、地区社協、民生委員等）からの制度等の説明依頼に対応する。

## 事業実績 <令和7年4月から令和7年12月まで>

### 1. ネットワークの構築と運用

成年後見制度等の既存の仕組みを活用し、関係機関等と連携を図り成年後見制度を連携するネットワークを構築し、中核機関として拠点の役割を担う。

#### (1) 成年後見地域連携ネットワーク会議

令和5年度 定例会を3回 臨時会（書面）を1回 計4回開催	令和6年度 定例会を2回 臨時会（書面）を1回 計3回開催	令和7年度（令和7年12月まで） 定例会を2回 臨時会を1回 計3回開催（本会議で4回）
--	--	---

(2) ながれやま権利サポート会議

令和5年度 定例会を2回開催	令和6年度 定例会を4回開催	令和7年度(令和7年12月まで) 定例会を2回開催 (第3回を3月10日に予定)
-------------------	-------------------	--

○ 第1回ながれやま権利サポート会議 <令和7年5月26日>

1 ケース 40 分間、2 ケースの支援方針検討。

助言者：長浜弁護士、小出司法書士、古澤社会福祉士、関谷行政書士

A ケース 相談窓口：東部地域包括支援センター

内 容： 「権利擁護支援の必要性が高いが、本人の意向が伴わず制度に繋がらない。介入の切り口や方針は？身寄りのない本人が亡くなられた際に備えて、支援者が考えておくべきことは何か」

B ケース 相談窓口：中部地域包括支援センター

内 容： 「同居の親族が急遽入院し、99 歳の本人が独居となった。事実上財産凍結状態になり、急を要する権利擁護支援において最適な方法は？各専門職で対応可能な事前関与は？」

○ 第2回ながれやま権利サポート会議 <令和7年8月14日>

1 ケース 40 分間、2 ケースの支援方針検討。

助言者：藤吉弁護士、小出司法書士、古澤社会福祉士、関谷行政書士

A ケース 相談窓口：中部地域包括支援センター・流山市社会福祉協議会

内 容： 「生活保護と日常生活自立支援事業を利用している 60 代独居男性。金があるだけ使ってしまい経済的に破綻し生活費の目途が立たない。支払いの優先順位や打開策は？」

B ケース 相談窓口：南部地域包括支援センター

内 容： 「90 代独居女性。被害妄想から特定の近隣住民に攻撃的な言動を繰り返す。認知症と思しき状態だが発信力が強く、支援者の働きかけを受入れない。イベント待ちにならざるを得ない状況における支援方針は？」

(3) 成年後見相談窓口連携会議

権利擁護支援の一次相談窓口職員を主な参加者とし、成年後見地域連携ネットワーク会議前の概ね1か月以内に開催している。前半を「まどれん勉強会」としている。

令和5年度 定例会を3回開催	令和6年度 定例会を2回開催	令和7年度(令和7年12月まで) 定例会を2回開催 (第3回を1月9日に開催)
-------------------	-------------------	---

○ 第1回成年後見相談窓口連携会議 <令和7年6月27日>

前半のまどれん勉強会では、“中核地域生活支援センターほっとねっと”の太田社会福祉士より、事業内容をご説明いただいた。20年程前から千葉県が独自に行っている事業であるが、その本質は重層的支援体制整備事業に近い。

後半の会議では、一次相談窓口の職員に「流山市における受任者調整を見越した専門職の事前関与スキーム」のA案とB案を説明し、どちらが使いやすいかについて意見をいただいた。現行の相談対応と専門職の関わり方に近いのはB案だが、B案を「けんサポ」のように複数人の専門職を集めるものだと誤解された様子があり、比較的A案に好意的な意見が多く聞かれた。参加者は24名。

○ 第2回成年後見相談窓口連携会議 <令和7年9月26日>

前半のまどれん勉強会では、任意後見制度の利用と有効な活用法について“東葛市民後見人の会”加藤氏から任意後見制度に関する実際的なお話を聞くことができた。40分という短い時間をお願いしているので、資料を提供いただいた段階で重点的にお願いしたい部分を伝えるなど今後工夫が必要という指摘があった。

後半の会議では、ネットワーク会議の事前会議として一次相談窓口の職員から、「専門職に事前関与をしていただくことのメリット、そして求めたいこと」について発言をいただいた。専門職の事前関与スキームを構築する上で一次相談窓口のニーズは原点であり、ネットワーク会議に反映すべく意見をまとめた。参加者は22名。

○ 第3回成年後見相談窓口連携会議 <令和8年1月9日>

まどれん勉強会を実施せず、現在検討中である権利擁護アドバイザー設置要綱・受任者調整を見越した事前関与スキーム実施要綱について高齢者支援課より説明された。

その後、ネットワーク会議の事前会議として、一次相談窓口の職員から「各相談窓口が感じる権利擁護支援における現状の課題」について発言をいただいた。制度の狭間や後見人選任までの空白期間の問題について、本人の権利を守る適切な類型診断、一次相談窓口の専門性・知識の継承、障害分野特有の課題など、ネットワーク会議に反映すべく意見聴取が行われた。参加者は23名。

(4) 個別ケース会議

関係者の連携と情報共有が必要な困難ケースに対し、成年後見推進センターの呼びかけで行われるケース会議。後見人等が選任された際に、それまで支援してきた関係者と新たなチームを構築する（顔合わせを行う）目的でも開催している。無報酬。

<u>令和5年度</u> 12回開催	<u>令和6年度</u> 15回開催	<u>令和7年度（令和7年12月まで）</u> <b>26回開催</b>
-----------------------	-----------------------	---

## 2. 相談支援業務

- (1) 市民等からの相談対応
- (2) 一次相談窓口など支援者からの相談対応
- (3) 関係機関等が実施するケース会議への出席

令和5年度	令和6年度	令和7年度（令和7年12月まで）
年間実件数 107件 年間延件数 581件	年間実件数 171件 年間延件数 868件	実件数 137件 延件数 1110件

### (4) 成年後見・遺言・相続無料個別相談会の開催

流山市社会福祉協議会主催の相談会(奇数月)と合わせて年12回で周知活動を行っている。相談需要の増加が顕著で、令和8年度は市からの委託分を年6回から8回に増やす。

令和5年度	令和6年度	令和7年度（令和7年12月まで）
6回開催(偶数月)	6回開催(偶数月)	5回開催(偶数月) (第6回を2月11日に予定)

### (5) 課題や相談傾向、先進市の取り組みの分析

成年後見地域連携ネットワーク会議における議題のうち「受任者調整機能」と「後見業務の担い手拡充」に関して、近隣の社協（浦安市・印西市・八千代市）を視察した。市民後見人養成後の受け皿として「法人後見」に関する情報もいただいた。

また、「終活支援事業」について、先進的な取り組みを行っている市区社協（我孫子市・足立区）を視察した。

「東葛地区成年後見中核機関意見交換会」（市川市社協主催）では、成年後見中核機関設置市の担当者が集まり情報交換を行った。（次年度より開設する我孫子市も参加した）令和6年度柏市主催の第1回、令和7年度市川市主催の第2回に引き続き、令和8年度は流山市主催で開催予定。

## 3. 申立て支援

### (1) 親族申立ての支援

成年後見制度の相談に対し、メリットデメリットを含めた制度説明や、個別の事情に応じた相談内容の交通整理を行う他、申立てに必要な書類の確認や手続きについての案内を行っている。

### (2) 一次相談窓口等が行う申立ての支援

市長申立ておよび本人申立てに関わる書類の作成を、地域包括支援センターや居宅介護支援事業所等の支援者と協力して行うケースがあった。

#### 4. 広報業務

- (1) 制度や相談窓口の普及啓発
- (2) パンフレット等の配架
- (3) 市民向け講演会

<p><u>令和5年度</u></p> <p>令和5年7月18日に開催</p> <p>「あなたの古い支度今のままで大丈夫?? 色々な備えを事例で学んでみませんか」</p> <p>講師は関谷行政書士</p> <p>会場は生涯学習センター多目的ホール</p> <p>パネルディスカッションを実施</p> <p>参加者 110名</p>	<p><u>令和6年度</u></p> <p>令和6年10月4日に開催</p> <p>「笑って学ぼう! 成年後見制度」</p> <p>講師は漫才協会の青空一風氏</p> <p>会場は生涯学習センター多目的ホール</p> <p>参加者 120名</p>
<p><u>令和7年度</u></p> <p>令和7年11月4日に開催</p> <p>「障害のある子の『親なきあと』～親ある間にできること～」</p> <p>講師は「親なきあと」相談室主宰/行政書士・社会保険労務士 渡部伸氏</p> <p>会場は生涯学習センター多目的ホール</p> <p>参加者 201名</p>	

#### (4) 専門職対象研修会

<p><u>令和5年度</u></p> <p>令和5年10月16日オンライン開催</p> <p>「こんなケース抱えていませんか? 具体的な制度の活用について」</p> <p>講師は古澤社会福祉士</p> <p>前年度と同テーマとし、メインターゲットは計画作成担当者</p> <p>参加者 60名</p>	<p><u>令和6年度</u></p> <p>令和7年2月14日オンライン開催</p> <p>「成年後見制度における医療連携～迅速な権利擁護のために～」</p> <p>講師は小出亮司法書士</p> <p>メインターゲットは医療機関の専門職</p> <p>参加者 104名</p>
<p><u>令和7年度</u></p> <p>令和7年2月17日オンライン開催予定</p> <p>「権利擁護のファーストステップにおける意思決定支援～繋ぐ段階で支援者が向き合う本人の意思とジレンマ～」</p> <p>講師は、司法書士法人あすかフロンティア事務所 岩佐博行司法書士</p>	

(5) 出前講座

<u>令和5年度</u> 6回実施 参加者合計 94名	<u>令和6年度</u> 12回実施 参加者合計 211名	<u>令和7年度（令和6年12月まで）</u> 9回実施 参加者合計 161名
-----------------------------------	-------------------------------------	---